

財 関 第 4 1 5 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和2年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（Ⅰ 税関様式の一部改正）

1. 税関様式C第5360号を別紙2－1のように改める。

2. 税関様式T第1285号を別紙2－2のように改める。

（Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙2－3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関598号）の一

部を次のように改正する。

別紙４「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第５ 税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成31年３月30日 財関第439号）の一部を次のように改正する。

別紙５－１「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改め、様式を別紙５－２のように改める。